

発委第 6 号

日出町議会会議規則の一部改正について

日出町議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 3 年 9 月 28 日 提 出

提出者 議会運営委員会
委員長 森 昭 人

日出町議会会議規則の一部を改正する規則

日出町議会会議規則（昭和 62 年日出町議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 109 条」を「第 110 条」に、「第 110 条―第 116 条」を「第 111 条―第 117 条」に、「第 117 条―第 122 条」を「第 118 条―第 123 条」に、「第 123 条」を「第 124 条」に、「第 124 条―第 127 条」を「第 125 条―第 128 条」に、「第 128 条」を「第 129 条」に、「第 129 条」を「第 130 条」に、「第 130 条」を「第 131 条」に改める。

第 130 条を第 131 条とする。

第 18 章中第 129 条を第 130 条とする。

第 17 章中第 128 条を第 129 条とする。

第 16 章中第 127 条を第 128 条とし、第 124 条から第 126 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 123 条第 3 項中「第 120 条」を「第 121 条」に、「第 121 条」を「第 122 条」に、「第 122 条」を「前条」に改め、第 15 章中同条を第 124 条

とする。

第 1 4 章中第 1 2 2 条を第 1 2 3 条とし、第 1 1 7 条から第 1 2 1 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 1 3 章中第 1 1 6 条を第 1 1 7 条とし、第 1 1 0 条から第 1 1 6 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 1 2 章中第 1 0 9 条を第 1 1 0 条とし、第 1 0 8 条を第 1 0 9 条とし、第 1 0 7 条の次に次の 1 条を加える。

(情報通信端末機器の使用)

第 1 0 8 条 議員は、情報通信端末機器（議長が許可するタブレット型端末に限る。以下同じ。）を議場又は委員会の会議室に持ち込み、会議に活用することができる。

2 議員の情報通信端末機器の使用については、前条の規定を準用する。

3 前 2 項の規定は、町長その他の出席者の情報通信端末機器の使用について準用する。

附 則

この規則は、令和 3 年 1 0 月 1 日から施行する。